

◎ 第92回定例研究会

2月18日(火)

於：静岡県評会議室

静岡県公契約キャラバンを実施して

報告者：林克氏（静岡県労働組合評議会 議長）

●問題の認識

1997年以來、先進国の中で日本だけが賃下げになっています。年収200万円以下のワーキングプアは23.4%に増加し、格差と貧困が増加しており、特に非正規と下請け労働者の処遇改善が必要です。

●全国における公契約条例の進展

公契約条例を制定している自治体は、以下の通りです。(A) 条例型（賃金条項あり）：野田市、川崎市、多摩市、相模原市、国分寺市、渋谷区、厚木市、直方市 (B) 要綱型：新宿区、佐賀市、台東区 (C) 理念型（賃金条項なし）：山形県、江戸川区、高知市、前橋市、秋田市

●静岡県における自治体の公契約

自治体の公契約としては、公共工事（道路、河川等）、公共調達（印刷、清掃等）、委託・指定管理（体育館、図書館等）があります。公共サービス基本法第11条において「公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保」が、国・自治体の発注責任として定められています。

●自治体懇談の論点

昨年度の静岡県の自治体懇談において「国が先にやるべき」「効果があるのか」「人員や人手がかかるのではないのか」という意見が出されました。これらの問題意識をもとに昨年11月に、川崎市と多摩市の先進市を調査してきました。

多摩市の公契約条例では「労働者の労働条件の確保、公共サービスの質の向上、地域経済の活性化」を目的としています。公契約条例施行後1年目の事業者アンケートでは、条例に対する理解度はほぼ100%、労働条件の安定に「成果あり・今後ある」が74%、業務の質が「向上した・今後向上

する」が49%、地域経済の活性化に「つながった・今後つながる」が48%でした。また条例を所管する部署は、総務契約課の5名が担当しており、条例施行による増員はありませんでした。指定管理者制度において、指定管理期間（3～5年）が終了して、別の指定管理者に変更された場合も、多摩市では「労働者の雇用継承に努める」ことを明記しています。

静岡県内自治体の多くが、入札に関し、発注先の労働者の賃金について、無関心であることが、懇談でわかりました。

静岡県の2013年の人口移動は、転出超過が6892人で、全国ワースト2位となりました。特に多いのが沼津市で1239人です。静岡県の最低賃金749円に対し神奈川県が868円と、119円もの差があることが原因の一つと推定されます。

●未来に向けて

今後の自治体懇談においては、これまでの担当者レベルから、首長との懇談が重要です。また公契約発注先の業務に携わっている労働者の実態調査が必要です。

●第55回浜松支所所員会議

1月30日(木) 於：西部地区労連

2014年の研究テーマで話し合い

2014年の研究テーマについて、各人から自由に意見が出されました。各職場からの労働実態の報告、企業間の労働条件比較、女性の働き方と貧困、地域振興政策、外国人労働者の状態、ブラック企業と労働組合、多国籍企業の現地労働者との連帯等の意見が出されました。

*連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川2-2-1 コハラサウスサイドビル7F
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>